

令和6（2024）年度第3回（第3期第3回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名		令和7（2025）年度 第3回（第3期第3回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時		令和7（2025）年3月27日（木）午前10時00分から午前11時30分まで
開催場所		本庁舎304会議室
出席した者の氏名	委員	(1) 石渡 和実 委員 (2) 稲垣 寛子 委員 (3) 榎 透 委員 (4) 最所 義一 委員 (5) 阪本 智子 委員 (6) 土田 久美子 委員 (7) 星川 孝宜 委員 (8) 堀井 めぐみ 委員
	事務局	市民文化局 人権・男女共同参画室 (1) 長沼室長 (2) 羽田野担当課長 (3) 松本担当課長 (4) 押田担当課長 (5) 柏崎課長補佐 (6) 佐藤係長 (7) 打越職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 菅原課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長
欠席した者の氏名		(1) 伊藤 雅子 委員 (2) 木澤 静雄 委員 (3) 久々津 裕敏 委員 (4) こども未来局 青少年支援室 佐藤担当課長 (5) 教育委員会 教育政策室 米倉担当課長
議事及び公開・非公開の別	議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会	
傍聴人数	—	
報道	—	

第3期第3回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○羽田野担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3期第3回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、会議成立の報告等をさせていただきます。

本日は11名中、伊藤委員、木澤委員、久々津委員が御欠席で、8名の委員が出席されておりまして、委員の過半数が出席しておりますので、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則第4条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の協議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本協議会では、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となる会議でございます、公開が原則となっております。

また、会議録につきましては、発言者の名前を記載して作成することになりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、御発言の際にはお名前をおっしゃってからお願いいたします。

それでは、ここから進行を石渡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 改めておはようございます。年度末のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。2番目の審議です。2の審議事項の中の(1)答申についてということでまとめているので、事務局からの説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料1、答申イメージ(案)を御覧ください。

こちらにつきましては、この協議会の中で委員の皆様が御協議いただいた内容を踏まえ、正副会長の御意見を賜りながら、イメージ(案)として作成したものでございます。

まず一通り読み上げさせていただきます。

1、はじめに。

川崎市では、令和元年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、令和4年3月に「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定しました。

この計画は、令和4年4月から概ね10年を対象期間とする基本理念及び基本目標と、概ね4年ごとに計画する実施計画により構成されており、第1期実施計画は令和8年3月をもって4年を経過することから、市長から第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会(以下「本協議会」という。)に対し、令和6年9月、次期実施計画の策定の方向性についての審議が依頼(諮問)されました。

この度、本協議会は、第1期実施計画策定後の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、令和8年4月から4年を計画期間とする実施計画策定の方向性について、答申として取りまとめました。

2、審議の経過。

本協議会は、令和6年9月30日に第1回の会議を開催し、正副会長の選出を行いました。

また同日、市長から本協議会に対して「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」の諮問を受けました。

本協議会では、第1回の会議から令和7年6月2日開催の第4回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果を踏まえ答申を取りまとめました。

3、審議の内容。

(1) 第1期実施計画の施策体系について。

第1期実施計画においては、計画期間における人権課題の解決に向けて、「人権に関する基本的施策」を着実に推進していくため、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」を体系的に整理しています。

第2期実施計画の方向性についての審議に当たっては、第1期実施計画の計画期間中における、人権に関する国の動向や社会情勢の変化、川崎市における特徴的な事業・取組等を踏まえて、第2期実施計画の施策体系について検討を加える必要があると考えました。

(2) 人権に関する国の動向や社会情勢の変化について。

本協議会において審議の参考とした、人権に関する国の主な動向や社会情勢の変化については、次のとおりです。

子ども。こども基本法の施行（令和5年4月）、こども家庭庁の発足（令和5年4月）。

男女。性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行（令和4年6月）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月）。

高齢者。共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6年1月）。

障害者。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4年5月）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和6年4月）。

性的マイノリティ。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行（令和5年6月）。

(3) 川崎市における特徴的な事業・取組について。

本協議会において審議の参考とした、川崎市における特徴的な事業・取組については、次のとおりです。

インターネットによる人権侵害に係る取組の推進。インターネットやSNSにより国民の生活は便利になる一方で、インターネットを利用した誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的な書き込みなどの人権侵害が増加しています。このような現状を踏まえ、第1期実施計画では、「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」を分野別施策の一つとして掲げ、計画期間中において、川崎市では、「情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発の推進」、「人権相談、必要な情報の提供の実施」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」、「インターネットによる人権侵害の解消に向けた施策の検討」等の事業を進めてきています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」に関しては、令和元年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、川崎市の特定の市民等を対象とした差別的な投稿に対し、その拡散を防止するため、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いた上で、プロバイダ等の事業者へ削除要請を行っています。

これまで249件の投稿について削除要請を行い、そのうち約8割が削除されているところですが（令和7年3月〇日現在）、一部の事業者において、削除要請への対応が遅い、あるいは対応がなされないといった状況があります。

(4) 第2期実施計画の施策体系について。

本協議会では、上記(2)及び(3)の内容等を踏まえて、第2期実施計画の施策体系について検討した結果、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至りました。

4、答申。

「川崎市人権施策推進基本計画～第2期実施計画～『人権かわさきイニシアチブ』」の策定の方向性。

(1) 「人権に関する基本的施策」(第2階層)の方向性。

令和8年から4年を計画期間とする第2期実施計画においては、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することが大切。

(2) 事業・取組(第3階層)における留意点。

第3階層となっている事業・取組については、人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、次の視点を盛り込むことを要請します。

男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進。「困難な問題を抱える女性への支援」という視点。

障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進。「合理的配慮」という視点(学校における取組を含む)。

性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」という視点。

(3) 第2期実施計画の全体の方向性。

川崎市人権施策推進基本計画は、川崎市総合計画や分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめられていることから、第2期実施計画についても、今後の川崎市総合計画等の動向を十分に把握し、川崎市総合計画等との整合を図りつつ、人権に関する実施計画としてふさわしい計画を策定するよう要請します。

5、おわりに。

本協議会では、第2期実施計画の方向性について、上記4答申に記載のとおり、第1期実施計画を継承することを基本としつつも、個別の人権課題においては、いまだ解決していないものも多く、また、今後も複雑化かつ多様化していくことが見込まれることから、引き続き各人権課題に応じた啓発を行うなど、実施計画を着実に進めきめ細かく対応していく必要があると考えます。

川崎市人権施策推進基本計画の基本理念である「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」を実現するためにも、柔軟かつ迅速に人権施策を推進していくことを期待しています。

最後に、この答申の取りまとめに当たって、それぞれの立場から御意見をいただいた各委員をはじめ、本協議会に御協力いただいた川崎市行政の各担当部署の皆様方に深く感謝を申し上げます。

以上となります。

こちらの答申イメージ(案)ですけれども、取りあえず先ほど申し上げましたように、事務局のほうで正副会長等の御意見を賜りつつ作成したものですけど、今の時点のものになります

ので、一応形式的にはきちんと作っているところでのつもりですが、これで一歩たりとも身動きしないと、これでということではございませんということだけ追加させてください。

○石渡会長 ありがとうございます。

今、事務局から答申案を御説明いただきました。最後に補足していただいたように、これで確定ではないので、今日また皆さんからいろいろ御意見があれば、そのところを修正してということです。

次回の6月の会議で確定して、7月に市長にお渡しするという流れになるのでしょうか。

○柏崎課長補佐 おっしゃるとおりです。そのようなスケジュールなので、今日の段階である程度の形ができていないと6月がおぼつかなくなるということで、現段階でこのレベルでお示しさせていただいているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

ということで、今御説明いただいた答申イメージ（案）について、何か御質問、御意見が委員の方に発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○榎副会長 今、答申イメージについて御説明いただきどうもありがとうございました。これまでこの協議会で、委員で議論してきたことが、おおむね反映されていると理解しています。この後、委員の方から表現等々いろんな御指摘があるかもしれませんが、それはそれで必要に応じて直せばいいと考えています。

私は、おおむねこれで、これまでの議論がまとめられると思っています。思っているのですが、その一方で、3ページの4番の答申の内容が、もう少し厚みのあるものであってもいいのかなという気持ちもあります。例えば（2）ですかね、事業・取組（第3階層）における留意点ということで、2026年から4年間、川崎市の人権施策の基本的な考え方を踏まえた上で、どういう点について注意して、留意しながら事業・取組をしてほしいかという点について、せっかく各分野からいろんな委員が出席されているこの協議会ですので、今後の4年間でこういう点について川崎市にしっかりと留意しながら人権施策に取り組んでほしいというような内容がさらにあれば盛り込むというふうにすると、さらに充実したものになるかなと感じております。

○石渡会長 ありがとうございます。

どうぞ、それぞれの委員のお立場からお気づきのことがあればお願いいたします。

○最所委員 全体の流れとしては、特に意見はないのですが、3ページの上から5行目のところ、「一部の事業者において、削除要請への対応が遅い、あるいは対応がなされないといった状況がある」というように書かれています。この一部の事業者というのは、明らかに日本企業ではなく、外国法人であるということが、いろいろなところで、問題の根幹、根底であって、それに対する対応が遅れているというのが、現状です。ですので、一部の本邦外の事業者であるとか、外国法人であるとか、ちょっと、そこはもう、明言してもよいのではないかと思います。

実際のところ、具体的に、公開の場ですけど、はっきり言いますが、対応が遅いのは「X」だし、「Google」だってそんなに早く対応しているわけじゃないので、これは明らかにそういう事業者なわけです。個別事業者の名前を出すのは、ちょっと問題だと思います。ただ、日本企業は全てやっているわけですよ。外国法人の中でも、5チャンネルに関しては、速やかに対応しているという現状があるので、問題があるのは、明らかに外国法人ですので、この外国法人というのが、インターネットの問題の重要な視点です。ですから、ほとんど外国法人であるということを明記していただきたいというように思います。

あと、それと答申も、先ほど榎先生もおっしゃっておられたように、留意点のことなのです

が、こういう視点を入れるというのはもちろんそうなんですけど、ちょっと具体例とか、いろいろ議論の中で出てきたと思うんですよね。これは、ちょっとあまりにも抽象過ぎるので、その辺りのところは入れていただきたいなというように思っております。

○石渡会長 大事な御指摘をありがとうございました。

さっきの3ページの上からの二つ目のポチになりますけど、外国法人とおっしゃったのでしょうか。

○最所委員 法律上の定義をどうすべきかという問題があるのですが、要するに、日本企業ではないということです。外国法人でいいのではないかと思うのですが、要は、念頭に置いているのは「X」であるとか「Google」なのですが、それらの法人は、もともと日本で登記すらしていませんでした。ただ、そこは一生懸命頑張っていたいて、日本で登記するようになりました。

ただ、だから、外国会社、法律的にいうと、多分外国会社としての登記が初めてなされているということではあるのですが、そうですね、会社法的には、外国会社という扱いになるんです、ただ日本企業ではないという。日本企業は広いので、そうすると、まあ……。

○石渡会長 やっぱり外国法人という言葉は素人にはなかなか分かりにくくて、外国籍の法人とかはいかがでしょうか。

○最所委員 外国籍というわけでは、これは榎さん、どういう。

○榎副会長 難しいですね。

○石渡会長 何かもうちょっと分かりやすい、あるいは括弧でちょっと説明していただくとか、外国法人というのが言葉としては適切なのかなと理解はしたのですが。もし何かいい案が浮かんだらお願いします。

○最所委員 一般の人に理解があるとすると、国外に拠点のある企業になるんですかね。

○石渡会長 それなら分かります。でも、公文書に書く場合は外国法人とすべきなのでしょうか。

○最所委員 外国法人か、あるいは外国の事業者とか、そういう表現のほうがいいのかと思いますけど、すみません、ここは何が適切かは、ちょっと今、私のほうで思いつかないのですが、要は一般の方のイメージからすると、日本国内に本社があつてとかいうことではなくて、外国のほうにヘッドクォーターがあつて、そこから指示が出ていると、そのようなイメージをしています。

ですから、短くなれば、一部の外国の事業者ということになるでしょうし、外国の事業者がよく分からないというのであれば、拠点が日本国内にないとか、そういう表現になるのかなと思います。

○石渡会長 すごく納得しましたし、大事な御指摘をありがとうございました。

ちょっとここの表現はまた事務局のほうで御検討いただいてということで、お願いしてよろしいでしょうか。あと何かお気づきのことがあれば。

○阪本委員 2ページの下から2行目の「本邦外出身者」はこれはどういうことなんですか。

○事務局 言葉のイメージということでよろしいですか。

○阪本委員 具体的にどういう方のこと。

○松本課長 事務局から御回答させていただきます。人権室の松本でございます。

2ページの下から2行目ということでよろしいでしょうか。この本邦外出身者という言葉の意味ということでよろしいでしょうか。

本邦外出身者という言葉自体は、ほとんど外国にルーツがある方と同じ意味になりまして、外国籍の市民だけではなくて、親だとか上の世代が外国から来ていて、実際に今日本国籍という方というものを含めて本邦外出身者という言い方をしております。これは法律上の言葉の定義から来ている言葉でございます。

○阪本委員 今ヘイトスピーチとかを受けている人たちも入りますか。

○松本課長 国のいわゆるヘイトスピーチ解消法が対象としているところは、この本邦外出身者というところになりますが、ヘイトスピーチという言葉自体は、非常に大義的なもので、広くマイノリティ市民の方に対するものも含めてヘイトスピーチということであれば、本邦外出身者以外の方も含まれますけれども、ここでは国外にルーツのある方というものを指しております。

○石渡会長 阪本委員、よろしいですか。

○阪本委員 はい。

○石渡会長 川崎の場合はヘイトスピーチが大きな問題になって、というようにところが経過としてあるのかなと思います。先ほど答申の（２）のところに、具体例をという御意見が最所委員からも出たので、ヘイトスピーチというような言葉も入れていいのかなと思います。今の阪本委員の御意見から私は思った次第です。

○土田委員 私も先ほど副会長のお話と、あと今の会長の御提案とかも含めて、３ページの答申の（２）の留意点というのは、この三つに絞り込まなきゃいけない構成なのかちょっとよく分からなくて。

例えば子どもとか高齢者とか外国出身のとかも、そういうのはカバーしないものなんですか。今回はこの三つに、男女共同とか障害者、性的マイノリティに絞ってあるんですけど、どういう位置づけなのかちょっとよく分かっていなくて、それこそそれぞれのカテゴリーで論点を入れたほうが、例えば子どもだったらこういう点とか、高齢者とかと入れたらいけないものなんでしょうか。そういうわけではないですか。

○柏崎課長補佐 今の御質問についての説明をさせていただきます。お手元の分厚いファイルの中に、冊子で第２期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」があるかと思いますが、そちらの２０ページをお開きください。

一番最初に少し御説明させていただいたんですけれども、ピラミッド構造の一番最下層の第３階層と第２階層の部分について、主に御意見を賜ればということでお伝えしたところでございます。

今の答申の４の（２）に出ている男女、障害者、性的マイノリティにつきましては、この２０ページと２１ページにまたがっている表の真ん中が第３階層について書いてあるんですけど、この表現のところに、男女については困難な問題を抱える女性の、支援という視点が必要だよねとか、障害者の関係については、合理的配慮という視点が必要ではないかという大きな大所高所からの体系の整理の際に必要なではないかということで、留意点としてこの協議会の中からいただいたものとなります。

ですので、この大きな体系の整理の仕方の中に、当然もともとこれ以外にも子どもであるとか、高齢者であるとか、ホームレスであるとか、様々なものがあるんですけど、そこについては、より加えてこういうものを追記したほうがいいのか、そういう視点を設けたほうがいいのかというようなことは特段なかったので、今現状ではこの三つが出ているということでございます。

またそれとは別に、これは第３階層の話なんですけれども、それとは別にもうちょっと細かいところの話として、例えば先ほどお話のありました本邦外出身者等に対する何がしかの行動が川崎の中にあるということ踏まえて、そういうのに言及するのはどうでしょうかというお話があったときには、それはそれで入れていくこと自体は検討できるかなと思うんですけど、この第３階層の留意点とはまたちょっと一つ違って、もう一つプラスアルファの表現になってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○土田委員 ありがとうございます。

- 石渡会長 ということです、土田委員の視点から何かこういうこともというのがあれば、改めて盛り込んでいただくことは十分可能です。
- 土田委員 ありがとうございます。ということは、この答申の留意点以外の部分で盛り込むということですか。
- 石渡会長 では、今おっしゃったように、ここは男女のこととか、それから障害者、性的マイノリティしかないけど、子どもとかについても、ここに改めて盛り込むことは十分可能ということですか。
- 柏崎課長補佐 第3階層の先ほどの表のところに追加することも可能ですし、それ以外の部分にも当然計画が及んでいますので、何も第3階層だけに限ってなくて、そのほかにもこういう分野のこのについては、御留意いただきたいとか、そういう御指摘をいただくことは当然可能でございます。
- 今まで御協議いただいたのが、メインの部分が第2階層と第3階層のところだったので、その部分はこのような形で取りまとめているところですけど、それ以外の形で、この4の（１）、（２）と（３）の間に例えばこういう分野についてはこういうところにも留意してということを入れることも当然可能ですし、第3階層の部分にまたさらに別の視点をということも可能でございます。
- 以上です。
- 土田委員 ありがとうございます。
- 石渡会長 どうぞ。
- 最所委員 これはそうすると、もう第3階層に例えば男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進というここは、イニシアチブの中の20ページが一番下のところなんですけど、今は1、2、3とあるところに4として困難な問題を抱える女性への支援の推進というのを入れるという、そういうイメージですか。
- 柏崎課長補佐 そうですね、四つ目として入れる、もしくは追加視点をこの1、2、3の中に入れていくとか、そういった類の形で整理になっていくかなというふうに考えております。
- 最所委員 分かりました。いや、ちょっとこれ、答申書の中で、ぼんぽんと書かれていて、もともと、たしかピラミッド状で、議論していたと思うのですが、要は今回、あれですよ、かわさきイニシアチブをどのように見直していくかという、そういう視点だったわけですよ。だから今までのところに、こういう視点が欠けていたので、それを項目として加える、あるいはその視点を加えた上で、今後対策を取っていくと、そういう理解でよろしいということですよ。
- 柏崎課長補佐 おっしゃるとおりでございます。
- 最所委員 そうすると、例えば、次の障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進ところで、合理的配慮という視点をこの項目のところにを入れるか、あるいは入れないにしてもそういう視点を含めて、今後対策を取っていくという、そういう意味でのこの答申という理解ですね。
- 柏崎課長補佐 そうです、おっしゃるとおりでございます。
- 最所委員 ありがとうございます。分かりました。
- 石渡会長 ありがとうございます。
- 稲垣委員 先ほどお話の中でちょっと今伺っていて思ったのは、やっぱり4番の答申の（２）の留意点のところ、何かぼっとこれが何か出てきた感じといいますか、どうしてこの視点を盛り込むことになったのかという理由が、ちょっと前のところを見てもないので、きっとこれだけを見た方は、今までのこの間の協議会での内容が分からない方にとっては、「うん」というふうにちょっと分からないのかなと思ったので、先ほどもう少し厚みがあってもいい、どういうところに気をつけて、具体例なども入れてという中で、ちょっとこういう経緯でこの視点が足りない

うか、ここのところを追加で盛り込んでほしいというようなのが分かりやすく、ちょっと文章が量が多くなってしまふかもしれないんですけども、簡潔に入れられるとよいのかなと思いました。

○石渡会長 ですね。市長から諮問があつて、ここで検討した結果、新たにこういうのが入った、という書きぶりにしていただくといいのかな、と思います。

○柏崎課長補佐 今おっしゃられたようなことも踏まえ、この留意点の三つのところの導入のときのお話の内容等を表現して、御確認いただけるようにしていければなというふうに考えております。

あと、今日でなくても6月間際だとちょっと厳しいんですけども、それまでの間に事務局のほうに、何か思いついたところがあれば、またそういったことについても検討していくこともできますので。

○石渡会長 すみません、今日言っておきたいと思います。2ページに国の動向が書かれている中で、子どものところについては、こども基本法の施行と家庭庁の発足があります。しかし、2022年に、児童福祉法が1947年の制定以来の大きな改正、もう理念から改正されたと言われています。要するに子どもの権利条約、国は児童の権利条約と言っていますが、その視点が改正の中に入りました。要するに虐待がものすごく増えていることへの対応だということです。今日当たりも虐待が22万件と、また過去最大を更新した、という報道がありました。虐待対応を意図した改正ということですが、子どもの権利条約の12条の意見表明権注目され、具体的な事業として意見表明等支援事業というのが入って、24年、今年度から施行されています。

私は、世田谷の児相に今、関わらせてもらっていますが、世田谷の区長は、教育とか子どもの支援にすごく熱心なのでいろんなことをやっています。その中で、意見表明等支援事業という新しい事業がスタートして、子どもの声を聞くという姿勢がますます強まり、要するに子どもが権利の主体であるみたいなことが明確になってきています。その辺の児童福祉法の改正は大きなことなので、ここに入れていただいたほうがよいと思いました。

そういうことを考えていたら、ここのところ、熊本でこうのとりのゆりかごの検討の報告書が出たり、それから女性同士のカップルの間に生まれた子どもの出自を知る権利なんていうのがすごく注目をされています。子どもが「守られる客体」ではなくて「権利の主体」であるということが明確に法改正とか社会的な流れの中で出てきています。2ページの子どものところに、児童福祉法の改正との関連で、子どもの権利とか、子どもアドボカシーなんていう言葉も注目されていますので、その辺りを書き込んでほしいと思います。川崎の子どものことが情報として私は入っていないんですけど、国の動きとしても、いろんな地域でも、そういう流れが出てきているなと思いました。これが1点です。

それから次に、障害者のところですが、合理的配慮を入れていただきましたが、この言葉がこれだけ広がってきたのは、障害者の権利条約を批准して以降ということになると思うんですね。

それで、障害者の権利条約については、2022年の8月に日本の審査が行われて、10月に障害者権利委員会からの勧告、総括所見が出ています。その総括所見が出てから、障害者の権利に関しては更にいろんな動きが出てきているので、障害者権利委員会からの総括所見というようなところを書き込んでいただくとよいと思います。そうすれば、指摘していただいた合理的配慮などに繋がっていくなと思いました。

そこら辺のところを私としては修正していただければと思うところです。

それでそういうところを踏まえると、3ページ目の第3階層の辺りに、子どもが権利の主体であるということで、意見表明権みたいなことが注目されているなんていうのも入れていただいていいのかなと思った次第です。

○最所委員 ちょっと（２）のところで「人権に関する国の動向や社会情勢の変化」というところなのですが、まず国では、こういう法令が制定されましたという記載があります。これは非常にまとまっていて、良いと思うのですが、これは市長への答申書なので、目的とすると、市長に対して専門家のほうでいろいろ議論をしたところ、こういう視点を踏まえて政策を取っていただきたい、そのお願いであるわけですね。そうすると、ある種市長に対するプレゼンの必要もあるというように思います。

そうすると、法令ところに関しては、例えば、こども基本法の施行がこうなったというところは、主な内容と改正点、この辺りは、項目として書いていただいたほうがいいと思うのです。それと、これは全部そうですね。だから、どういうところが新たに入ったのか、ここはちょっと市長もこれ、答申書を見ていただいたときに、どうしてもお忙しいので、当然、丁寧に読まれるでしょうけど、ほかの資料とかを持ってきて読まれるかどうか分からないですから、そうすると、ある程度、こういうような国のほうで必要性があって、こういう改正があったというところは、一読して分かるように、入れていただいたほうがありがたいと思います。

それと、これは（２）の表題のところは、人権に関する動向、社会情勢の変化ということになっていますけど、社会情勢のことが書かれていないのですよね。だから別項目を、例えば（２）の国の法律の施行というのを「ア」として、「イ」のほうで、例えば、この間にこの４年間とか、どのような報道がなされたのかということ、主な事件とかで書いていただければありがたいと思います。そこで、どういう議論があって、どのような視点が、問題視されているというところが書いてあったほうが、市長も、だから、こういう答申のほうに向かっていったと、一読して分かりやすいんじゃないかと思います。

それと、答申の先ほど４の（２）のところで、項目を足すという話で、結論としては、これはおっしゃるとおり、それでよいと思うのですが、書き方として、例えば、ここも項目を出していただいて、男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進について、というところで、答申の意見としては、この「困難な問題を抱える女性への支援」という視点を加えるべきであると。これは協議会で、そのまま答申をします。その理由として、結構書いていただきたいんです。つまりこの視点を、なぜ入れるべきだということになったのか、今まで、入っていなかったことによって、このような不都合があって、だから、これを入れるべきだと、これは、結構いろいろ議論されていたと思うんですね。ちょっとそこは議事録で確認していただければ、要旨をまとめられると思います。

だから、ちょっと結論としては、この視点を加えるべきだという結論に至ったその理由というのを書いていただいた形のほうが、市長も一読して分かりやすいのかなと思いました。

すみません、ちょっとかなりディスってしまっていますが、御検討いただければと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

今、最所委員が的確にまとめてくださったと思うんですが、今までのほかの委員の御意見もそういうところがあったかなと思います。ですから項目だけを挙げるのではなくて、議論の経過とか現実こういう問題があるということが分かりやすくなるような表記にさせていただくといかなと改めて思いました。

○柏崎課長補佐 今いただいた御意見等を踏まえて、内容を追記や変更等してまいりたいと思います。

○石渡会長 星川委員や堀井委員、何かございましたらお願いします。

○星川委員 ３ページの「４ 答申」の（２）の留意点が３点だけになっていますが、私はやはりこの中に、外国人の人権を加えていただきたいと思います。

川崎市の場合、外国人市民の人口は年々増えています。特に、川崎区では区民の20人に一人が外国人です。それはあくまでも登録されている人の人数であって、実際にはもっと多くの外国人が住んでいるという実態があります。

この答申は、令和8年4月以降の4年間を念頭に置くわけですから、そのころになると、さらに国際化が進み、労働力としての外国人が増えていくことが予想されます。今後は多文化共生社会という位置づけでよいと思いますが、地域に住んでいると、日本語をうまく話せる人はむしろ少なく、それぞれのコミュニティの中で生活している人たちがいます。

インターネットでのヘイトスピーチと言いますと、具体的には韓国、朝鮮人を対象にしたものが多いかと思いますが、今はフィリピンやベトナムの方もたくさん住んでいます。労働力として中小企業を中心に非常に役に立っているわけですが、逆に日本人が外国人労働者によって、自分たちの居場所（職場）を失っている場合があるという話を聞いています。

そのような状況下で人権問題が発生するかどうかは、定かではありませんが、今後外国人の人口が増えていく中で、外国人に対する配慮という意味で、留意点の一つに外国人の人権を加えていただきたいと思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

ぜひ、外国、本邦外出身者ということになるんでしょうか、その辺りのところは入れ込んでいただけたらと思います。

あと、この2ページのところに認知症基本法の施行が書かれていますが認知症基本法の成立にも障害者権利条約が影響したそうです。障害者権利条約は障害当事者の人たちの発想でつくられています。今まではもう認知症になったら終わりだ、みたいな否定的な捉え方でしたが、そうじゃなくて、認知症の当事者の人たちがいろいろ発信をするということで見方が変わった、認知症基本法の中に希望という言葉がたくさん出てきていて、認知症になったから終わりじゃなくて、認知症になっていろんな新しい社会的役割が果たせますよ、みたいなところが注目をされているそうです。私たちの世代には分かる俳優の山本學さんが認知症だそうですけれども、講演をするという情報をいただきました。新たな活躍を展開されているそうです。何か高齢というところとちょっと寂しい感じがするので、何か前向きなことが書き込めないかな、と思います。だから人権侵害というだけじゃなくて、人権を守るための活動みたいなところで、当事者が活躍してますよ、役割を果たしていますよ、みたいなのが入ってもいいのかなと思いました。

このところで、何か御意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

○榎副会長 先ほどから委員の皆様のいろんな御意見を伺っていて、なるほどと思いました。

その一方で、2ページの(2)のところで、国の動向や社会情勢の変化について詳しくいろいろ書くということはとても重要だと思います。それを修正していくと。

一方で、3ページのほうの4の答申の(2)のところに留意点もいろいろ足すということですが、2ページのほうの国の動向や社会情勢の変化について、幾つかの項目についてこういうことをこの協議会で議論したんだということをまとめるわけですね。国の動向、社会情勢の変化についてまとめると。

3ページで、この留意点として盛り込む項目が幾つか挙がるわけですが、2ページでいろいろ取り上げた項目が、3ページに全て反映されるわけではないわけですね。それはそれで問題がないんですかね。

ちょっと気になった、例えば高齢者については今の議論があって、社会情勢の変化や国の動向についてこういう点がいろいろ変わったということをこの協議会で議論したということを書き込むわけですね。にもかかわらず、3ページの留意点というところに出てこないということ

は、これは既にこれまでの第3階層の今までの第1期の実施計画に載っている、これで十分賄えるというふうに理解するということですかね。多分協議会の問題だと思うんですが。

○柏崎課長補佐 一応、どうするかというのは協議会の中でお決めることになることなんですが、答申の構造としましては、3ページの3の(4)のところにありますように、上記(2)、(3)の内容を踏まえたときに包含しつつであるとか、普遍性を有しているということから、これまでの変化を踏まえて第3階層の既存のものに今後追加する必要があるということで、今の(2)の留意点が設けられているというのが形でございます。

○榎副会長 分かりました。そうだとすると、特に2ページのほうでいろんな項目についてこういう検討したということが書かれていて、3ページの4の(2)のところで細かい点について言及してなくても、これまでの実施計画の中できちっと市として対応できるというふうにこの協議会が判断したと考えることができるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○最所委員 その点に関してなのですが、例えば、留意点のところだけ、これだけ確かに出てくると、これしか、議論していないように見えるんですよ。だから、また項目を変えていただければいいと思うのですが、その上で、例えば、社会情勢のこういう問題点については、第1期の1期実施計画における、例えば、先ほどの外国人だったら、外国人市民の人権尊重のところは、この差別解消の人権侵害防止の施策の部分に該当し、今後とも推進していくとか、要するに第1期の実施計画を全部踏襲した上で足すという話なんですよ。

なので、第1期の実施計画の中にちゃんと記載がありますから、それについて該当するものとして今後進めていくというのを一言書いておいていただいたほうが良いのかなと思うのです。そうでないと、何かそれ自体、全く議論していないみたいに思われるので。

だから、社会情勢の変化とか法整備はこういう形でなされましたと。それに応じて協議会でもこういう議論をして、そのうち、この議論については、従前の第1期実施計画に記載のあるこの点、〇〇の部分において、今後とも推進していくことが適切であると判断したという記載をして、最終的に、それが新たな項目として付け加えるべきものとしてこの3点を書くという形のほうがいいのかなというふうにちょっと思いましたので、ちょっとその辺りも御検討いただいて、記載を修正いただければと思います。

○石渡会長 すみません、ちょっと私も。

最所委員おっしゃるとおりだと思います。3ページの上の(4)の書きぶりだと何にも変わらないみたいに読めちゃうので、第2期実施計画を継承することを基本としつつ、新しい流れを盛り込んでいく、何かそういう文言もぜひ書き加えていただきたいなと思いました。ここでの議論とかも踏まえてちょっと書き込んでいただきたいなと改めて思いました。

あと、ごめんなさい、その下の4の答申の(2)が、最所委員は3点とおっしゃいました。今ここに書いてあるのは3点なんですけど、今日の御意見などから、子どものこととか、高齢者のことも書き込んでほしいと個人的にも思ったりしますので、3点より増やしていいんですよ。

○最所委員 そのこのところも項目で出せると思います。だから、増やさなくても、要は第3階層を増やさなくてもいいというのであれば、従前のここに該当するというふうな形で明示していただいて、それで足りないということで、少なくとも、この3点ということだと思うので、まずは1のほうで議論の経過と、これこれの問題点としてはこの項目で、今後とも川崎市のほうでは対応していくと。ただ、項目がない、新たに付け加えるべきものとして、以下こういうことが考えられたと。それぞれについては、イニシアチブを改正し、そのこのところを付け加えていくという形にしていいただければいいかなと思います。

○柏崎課長補佐 いただいた御意見を踏まえて、検討したいと思います。

○榎副会長 事務局をフォローするわけではありませんけれども、このイメージの立てつけは、審議の内容という3番のところでいろいろこの協議会で議論をしたことを踏まえて、(4)で第2期実施計画の施策の体系についてというところを数行でまとめていると。ここで一応、第1期実施計画における人権に関する基本的施策の体系は云々かんぬん、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至ったとしています。そして一応ここを踏まえて、4番の答申では少なくとも(2)のところは、第3階層については今の3ページの3の(4)で踏まえたことを前提にして、新たに盛り込むという視点はこれだというふうに書いているという、一応立てつけとしてはできているかなと思うんですけども、今までの議論を踏まえると、そうであったとしても答申には、少し4の(2)のところで議論した結果として、既存のもので対応できるとしても書き込んだほうがいいと、そういうほうが分かりやすいだろうということですよ。

○最所委員 ありがとうございます。まさにそのとおりで、上のところに、記載があるので、当然、そろっているのですが、一つのプレゼンテーションの方法ではありますし、市長に読んでいただくということであれば、やっぱり、イメージとして重要なところは伝えていただきたいというのがありますので、ちょっと、その辺りも含めて工夫していただければと思います。ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。整理をしていただいて、事務局にはお手数をおかけしますが、修正についてお願いをしたいと思います。

あとこの案のところについて何かまだ言い残しているという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次の議題として、市民意識調査について資料の2を用意していただいていますので、この御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料2を御覧ください。

人権に関する市民意識調査なんですけれども、こちらは審議事項ということではあるんですけれども、実際には4月の下旬にこの調査票を発送する予定でございまして、ここでは報告という形にさせていただきたいと思います。

一応冒頭にありますように、こちらの用紙で回答したり、もしくはインターネットで回答するような方法を取ってございます。

1枚おめくりいただきますと、3ページのところからその人の属性、回答する方の属性についての質問があった後に1枚、その裏面なんですけれども、真ん中、中段に人権全般についての考えを聞いて、それがしばらく続きまして、9ページのほうを御覧いただきますと、個別の人権課題についての設問を設けているところでございます。

これが最後のページ、全部で個人の属性等を含めて全部で39の問いで御回答いただくというような形でございます。

対象につきましては、市内の18歳以上の方2,500名を無作為に抽出して、その方、外国籍の方も含めてなんですけれども、御回答いただくという形でございます。

こちらにつきましては、調査が終了して速報が出てきたり報告書が出てきましたら、そのときに応じてまたこの協議会に報告等をさせていただく形でございます。

また、この意識調査の内容を踏まえて、人権の計画についても検討したいと考えているとこ

ろでございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございます。

意識調査の今の説明について、何かお気づきのことがおありの委員の方、お願いいたします。

○阪本委員 今のお話だと、もうここでは報告ですよということなので、もう何も意見を言っても駄目。

○柏崎課長補佐 大変申し訳ないんですけども、ちょっと御意見いただいても調査票自体の変更は難しい状況でございます。

○阪本委員 では、もう言わないようにします。

○石渡会長 でも、一言あれば。

○阪本委員 昨日届いた、送っていただいたんですけど、ちょっと読んだときに、例えば3ページの「あなたの性別をお答えください」で、その他と、3番のその他とあって、何か自分が男性、女性、どちらにも入っていないなと思った人がその他と、何かどんな気がするかなと思ったのと、それから5ページの問12で、四つの権利、法律ですかね、そこを何で四つにしたのかなというのと。すみません、ちょっと質問全部、いいですか。もうちょっと。まだもうちょいある。

11ページの間26、「あなたは、「高齢者は情報や考え方が古いので、高齢者の意見は尊重されなくてもよい」と思えますか」は、何か変な質問だなと思ったんですね。ちょっとこういう文章だと。

それから、取りあえず、ちょっとごめんなさい、感想というか、思ったことを聞いてしまいました。よろしくお願いします。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

一応この調査票を作成するに当たって、基本的には、以前、御確認いただいて御意見を賜っていたものを踏まえて、順番を変えたり、もしくは、ものによっては新しい表現をしているものもあるところではございます。

まず、一つ目の3ページの問4の性別の件なんですけど、これにつきましては、今、性的マイノリティの関係がございまして、もともと自認する性について、答えに窮するような思いを抱いていらっしゃる方もいることから、その他とか、もしくは答えたくないというようなものを設けております。

本来ですと、もっと細かく性別についてはいろいろな聞き方があるんですけども、あまり細かくしてしまうと、逆に全体に対しての影響があることから、これは人権全般についてということで、この範囲で留めさせていただいているところでございます。

○羽田野担当課長 答えたくないというのをつくっていることも多様性に配慮しているものの一つという考え方と思っています。

その他も、柏崎が申し上げたことを細かく言うと、例えば一般的に27種類に分類されると言われていて、そのどこに当てはまるのかということを答えていただくというのは、それをターゲットとした調査であればいいのかもしれないですけども、今、申し上げましたように、一般的な人権調査ということの中での性の多様性に配慮した選択肢としては、この程度でよろしいのかなと考えております。

そして、次、問12なんですけれども、最初のほうの質問で、答える人の基本的な人権に対する知識だとか認識だとかを押さえない、特に建前としてどういうふうなことを知っているのかとか、どういう認識なのかということを押さえないという質問が続いていると考えているんですね。

この四つであることの必然性について、絶対にこの四つじゃなきゃいけないというものではないんですけども、誰もが知っていそうな内容、もしくは憲法の規定、最後は川崎市のこと

になっていますけど、をどの程度知っているかによって、人権に対する興味の有る無しを測りたいなということで、この四つにさせていただいているところでございます。

26、阪本委員のおっしゃった変な質問だなということの趣旨にもよるんですけど、個別課題のところは、全部ある意味変な質問になっていると思っています。

ある意味、すごく偏見が含まれている質問をすることによって、それをどういうふうに捉えるのでしょうかというのをあえて聞いている部分もございまして、調査という名の下に、人権啓発の要素が実は含まれているというところがあるんですね。

もちろん、形としては純粋に調査ですけども、でもこういうふうな考え方はどうですかねということ投げかけるということ趣旨にしているというのもあるので、委員のおっしゃる、ある意味、変な質問というのが含まれているのは承知の上でやっているといえますか、認識しているところでございます。

説明としては以上でございます。

○阪本委員 ありがとうございます。

○石渡会長 あと、性別のところは、その他という聞き方が一般的でしたか。何か正統派ではないみたいなイメージをその他という言葉は持つてしまうみたいに改めて思っちゃったので、結構どこでも男性、女性以外の性を配慮します、という流れがあるかと思うんですが、その他という表現が一般的ですか。

○羽田野担当課長 その他という表現自体が一般的だというふうに認識しております。その他の中に括弧をつけておくというのもあると思うんですけどね。その他と答えさせておいて、じゃあ何て答えますかというのを括弧をつけるというのもあるんですけども、今回ちょっと括弧はつけませんでした、その他という表現自体は一般的と認識しています。

○最所委員 この辺、なかなかやはり新しいというか、問題が新しいというよりも、認識が新しく、いろいろ考えなきゃいけない問題だと思いますけど、私も、このその他、ちょっと引っかかったんですよ。

例えば、これ、男性、女性、その他、男性と女性と別の人がいるという何か、分類のような感じがなくて、あと、書き方からして、その他、どちらがいいかは、語感の問題だし、実際に差別を感じている、受けている人がどのように受け取るかというのをちょっとヒアリングする必要があるのかと思うのですが、例えば、「その他」と書くのか、「どちらでもない」とするのか、これは、どちらのほうが違和感がないのかというのは、ちょっと考えてもいいのかなとは思いました。

「その他」というと、もともと男性か女性かに入らなければいけないのだけど、それじゃないという意味に捉えられるのかなという印象もあって、ちょっとこれはすみません、私の感覚の問題なので、ただ、そういった感覚というのも、特にサービスを受ける側の人の気持ちが分からないから、分からないかもしれないですが、そこも考える必要があるなと思います。

表現方法は、別にこれが悪いとは全然思わないのですが、ちょっといろいろ、それだけの議論に値するのかなというふうに思っています。

○羽田野担当課長 まさに、最所委員がおっしゃったように、まず男女というふうな枠にとらわれたくないというのがベースにあると考えています。じゃあ、何の選択肢を設けるべきかということで、例えばどちらでもないということも、逆に言うと、そういうふう当てはめようとしているというふうにも取れてしまう部分もあるので、決してどちらでもないが悪いということでもないんですけども、それと同レベルでその他でもいいんだろなと考えています。

○最所委員 ありがとうございます。

そうなんですよね。だからまさにどっちがいいかというのは、出てくる部分ではないので、だからそこはアンケートであるんだけど、やっぱり認識として、これはいろいろ議論する必要があるのかなと思っています。

○石渡会長 ありがとうございます。

今後も多分、こういうアンケートは出てくるかと思うんですが、やっぱりどちらでもない、その他、括弧をつけるみたいなのは、一つの方法かなみたいに思ったりしましたが、難しいですよ。

○稲垣委員 すみません、ちょっと話がそれてしまうかもしれないんですけど、そもそもこのアンケートに性別を書く必要があるかどうかというところも一つあるのかなと思いました。

アンケートの結果、私の手元にあるのは、令和3年の報告書の中のアンケート結果で見ると、女性が男性よりもそう思わないが9.4ポイント高いみたいな感じに結果で書いてあるんですけども、そういうのが本当に果たして必要なかというところもあるのかなと思いました。どういうふうな目的でこれが必要だったのかなというところもちょっと考えるのもあるのかなと思いました。

○羽田野担当課長 データとしては持っているべきだというふうに考えています。

なので、質問としては、するべきだと考えていて、だから今、稲垣委員がおっしゃったように、報告書にどう書くのかということが非常にいろんな意味に取れてしまうといった部分があると考えておまして、次のアンケートの結果の報告書については、今おっしゃられたようなことも含めて、どこまで報告書に書くのかということについては、より配慮したいなと実は考えていたところでございますので、気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○稲垣委員 それならすごく納得しました。

やっぱりもう決めつけのように、女性が男性よりも何ポイント高いとかというような結果を出すことで、それが差別につながってしまったり、偏見につながってしまったり、思い込み、刷り込みみたいなどころに行ってしまうのがすごく怖いので、男性、女性という、単なる形式的に聞くと、その調査にどれぐらい協力者も含めて、あと回答のバランスみたいなどころで知りたいということであれば全然問題はないかと思うんですけども、その後の結果の使われ方にこの男女が必要というか、そこを配慮していただかないとよくないかなと思いました。

○石渡会長 すみません、私も、全く稲垣委員の御意見には賛同なんですけど、例えば今朝の朝日新聞でも自治体の管理職で女性になっているのが福祉とか教育しかない、ということも書かれていました。現実には女性が置かれている社会的な立場を変えていくみたいところで、こういう設問をする必要があるかな、やっぱりまだまだそういう時期だろうと私は思うんですね。

ですから、男性、女性と聞いた結果をどう報告書の中で生かすかというところが問題になってくると思います。ただ単に0.1ポイント低い、ではなくて、低いのはこれこれという問題があるので人権の課題としてこういうことを検討しなきゃいけないとか、私は聞いただけの設問は必要だろうと思います。

○押田課長 事務局の男女共同参画担当、押田と申します。

男女共同参画施策の中にジェンダー統計という考え方がございます。

今、会長がおっしゃったとおりのことで、男性、女性と性別、今は性的マイノリティの方の存在というのが非常に認識されるように広がってきまして、非常にそのところを不必要に聞くのはどうなんだというような考え方がかなり浸透しておりますけれども、やはり一方で、我々行政が、特に私は男女共同参画担当なんですけれども、今日の朝日新聞のお話もありましたが、男性と女性で今、結果的に平等になっているかというと、まだまだ課題はたくさん

ある中で、一体どこに原因があつて、それに対してどのように何を進めていかなきゃいけないのかという考えるに当たっては、男性・女性それぞれが抱えている違い、課題の違いですとか、ニーズの違いみたいなものを明らかにすることが必要になっていると考えております。

意識の上でも、恐らく「男性はこう考えている方が多くて、女性はこういう考え方があつて」というような男女の性別による違いみたいなものが当然出てきますので、違いがあつたという結果だけ出すだけでは足りず、それをどう報告するかは非常に委員の皆様方がおっしゃるとおり重要なことで、やっぱり行政としては、きちんとそれぞれ男女別の課題ですとか、ニーズの違いみたいなものを把握して施策に活かしていきたいというふうに考えております。

○石渡会長 ありがとうございます。

○羽田野担当課長 ちょっと補足させてください。

今、たまたま男女の話が出ましたけれども、この設問の中でいうと、例えば学歴も聞いていますよね。それから職業も聞いていますよね。それから年収も聞いていますよね。だから、それによって同じような問題は発生し得ると思つているのです。

だから、そういう意味でも、先ほど申し上げましたように、報告の中にどういうふうに反映するかは気をつけますけれども、データとしては持っていたほうがいいと思つているということと同じです。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

でも、もうこの時点では、これそのものは変えようがないんですよ。ごめんなさい。

○柏崎課長補佐 大変申し訳ないんですけども、確定した段階での報告とさせていただいているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

では、また、結果については楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

この意識調査関連でほかに関か。

○土田委員 土田です。

設問の表現はもう変えられないということで、であれば、次回、検討ということなのかなと思うんですが、1ページ目というか、インターネットで回答する場合は、インターネット上では多言語アクセスというのは容易なんではないでしょうか。

外国人市民の方については、多言語の場合は電話してくださいというのがちょっと個人的には気になりまして、電話は結構ハードルが高いんじゃないかなと。

もし、すぐさまインターネット上だったら言語の選択肢があつてということだったら別にいいと思うんですが、インターネット上で、まずは言語の選択肢があるのかということと、電話してくださいというのは、電話以外、メールでもいいですけども、メールでもそんなにハードルが低くなるかということそうではない気もしますけれど、ここの対応は変えられないんでしょうか。

○柏崎課長補佐 大変申し訳ないんですけど、ここも非常に難しくて変えられないのが実情でございます。

インターネットにつきましては、日本語のみでございます。こちら多言語にすればするほど、どうしても費用がかかってしまいまして、その費用と実際にできることのはざまで、どこに落としどころを見つけるかというところでやっているとございまして。

1ページ目の下のほうにありますように、7か国語につきましては、御連絡いただいた方にはその言語の調査票をお送りし、御回答いただくということなんですけれども、結構やはり多いのは、ルビつきのほうが、結局平仮名が読めるということで御希望なさる方が多いというふう

うには伺っております。

○土田委員 ありがとうございます。

ちょっと繰り返しになっちゃうんですけど、多分電話だとやっぱりハードルが高いので、結果としては恐らく外国人市民の人たちの日本語で回答することにちょっと抵抗がある方たちの、少なくとも回答率はかなり下がるということにはなっちゃうかなと思うので、それはもし今後何かしらの形で改善ができるのであれば、したほうがいいんじゃないかなと思った次第です。

○柏崎課長補佐 貴重な御意見ありがとうございます。次回以降、またこちらについては検討していく必要があるかなというふうに考えます。ありがとうございます。

○石渡会長 どうぞ、最所委員。

○最所委員 これはインターネットでもアンケートが取れるんですかね。

○柏崎課長補佐 日本語のみなんですけれども、インターネットでも取れます。

○最所委員 そうするとQRコードを入れていただけるとありがたいというふうに。

○柏崎課長補佐 QRコードを入れるんですけれども、まだ今、業者のほうでつくっている途中でございまして、今日は設問だけとなっております。

○最所委員 そうなんですね。ありがとうございました。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

○最所委員 音声コードがここにあったので、それだったらQRコードを貼ってもらえたらすぐに入れるかなと思って。

○柏崎課長補佐 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○石渡会長 私は、この一番下の外国人市民の方へというところに、日本語でルビつきというのをつくっていただいているのはすばらしいなと思っています。そこに問合せが多いというのもよかったと感じました。電話してくださいについては、今、土田委員からもあったんですけど、聴覚障害の人は電話してくださいができないみたいなことも結構聴覚の方たちといろいろ議論しているところなんです。この辺りのところも今後検討いただきたいと思います。

○柏崎課長補佐 聴覚障害の方ですと、いわゆる外国籍でさらに聴覚障害ということで、複合的なという形だと思うんですけど、なかなかどこまでなるべく配慮してというところが、先ほどと同じように、結局予算とかの関係もございますので、そことの間で揺れ動いて、今回はこのところではございます。

○石渡会長 それはよく分かりますが。

では、意識調査についても、いろいろと大事な御意見をいただいたので、ぜひ今後、調査する場合には、参考にしていただきたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたらば、次に、今後のスケジュール等についてということで、資料の3を用意していただいておりますのでお願いします。

○柏崎課長補佐 資料3、スケジュールということなんですけど、次回は6月、次第のほうに書かせていただいておりますけど、6月2日の午後2時から、またこの会議室で第4回を開催させていただければと思います。

また、7月には正副会長から市長に答申を渡すという形でございます。第5回、第6回につきましては、市民意識調査の速報とかの報告や第2期実施計画の案をお示しするというような形で開催を考えているところでございます。

○石渡会長 スケジュールについては、よろしいでしょうか。

それでは、3番目の報告事項ということで、まず、差別防止対策等審査会の審議状況ということで、資料の4の御説明をお願いいたします。

○松本課長 それでは、お手元の資料４、川崎差別防止対策等審査会についてを御覧ください。

第３期差別防止対策等審査会の開催状況ですが、前回の協議会以降、４回目の審査会は昨年１２月２４日の火曜日、あと、５回目の審査会が２月４日の火曜日にそれぞれ開催されております。

第４回の審査会におきましては、市長から諮問をしました３４件のインターネット上の投稿につきまして、条例の規定の該当性等について審議が行われておりまして、１月２１日に提出がありました答申におきまして、３４件全てについて条例の要件に該当し、拡散防止措置を講ずることが妥当であるとの判断が示されております。

また、第５回の審査会におきましては、こちらは１７件のインターネット上の投稿について審議が行われまして、２月１８日に答申がありました答申においては、１７件全てについて条例の要件に該当し、拡散防止措置を講ずることが妥当であると判断が示されております。

市としましては、これらの答申に基づきまして、プロバイダと事業者に対しまして、それぞれ投稿の削除要請を行ったところでございます。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

最所委員もこちらに入っていらっしゃいますが。

○最所委員 先ほどの審議状況はこの記載のとおりなのですが、割と過去の事例とか、どのように審査会で判断したかというのをまとめていただいておりますので、それを踏まえて、今回はどう判断するかというところを議論しています。だから、その意味ですごく効率よくはなっています。

それから従前の判断等も、言葉が一緒だからそのまま単純に当たるというふうに判断しているわけではなくて、判断した経緯とか、その辺りのところも、かなり充実した議論をさせていただいているというところです。

審査会としても何回も行われてきていますけど、その蓄積というものがあまして、それで議論のスピードが速くなっているのは間違いないと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。

今の審査会の御説明について、何かお気づきの委員の方、お願いをしたいと思います、いかがでしょうか。特によろしいですか。

いい議論ができていう最所委員のお言葉もありましたので、ぜひまた、よろしくお願いいたします。

そうしましたらば、一応審議事項については以上ですけれども、何か全体を通して、このことという委員の方がいらっしゃいましたら、お願いします。

堀井委員、何か。

○堀井委員 今は大丈夫です。

○石渡会長 それでは、その他ということで、連絡事項等がございましたらお願いいたします。

○星川委員 ひとつPRをさせてください。

○石渡会長 どうぞ。

○星川委員 性的マイノリティの方の多く集まるお祭りとして、４月６日の日曜日に、京急川崎大師駅前の若宮八幡宮という神社の境内社である金山神社で例祭が行われます。

通称で「かなまら祭」と呼ばれているもので、分かりやすく言いますと、男性のシンボルを神輿で担ぐもので４基あります。そのうち、性的マイノリティの方が担ぐ神輿が一つございます。

それと、外国人が、恐らく関東では一番多く集まる祭りと言われております。お見えになる方

の7割ぐらいは外国人です。「非常に特異なお祭りですので、ぜひ来てください」とまでは申しあげませんが、YouTubeですぐにアップされますので、御覧いただければと思います。

○柏崎課長補佐 今のお話にちょっと追加なんですけれども、こちらの人権・男女共同参画室も性的マイノリティの方も多くいらっしゃるということで、テントを一つお借りして、性的マイノリティに関係する啓発を人権室で行っているいろいろな啓発物品を配ったりしているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

私も何かの日にネットを見ておりましたら、かなまら祭の情報を目にしまして、非常にインパクトが強かったのを覚えております。特に視覚的にとてもインパクトがあるものでした。でも、そういう相談のブースみたいなのも設けていただけるということであれば。

○柏崎課長補佐 相談というよりも啓発のほうとなります。こういった性的マイノリティという課題がありますよというようなことについてのパンフレットとかそういったものをお配りしていくという形です。

○星川委員 ちょっと補足してもいいですか。

「かなまら祭」に関連することですが、この協議会の課題でもある性的マイノリティについて、日本人はどのような目を向けているかということが非常に象徴的に現れています。実は、かなまら祭について地元の人ほとんど知らないのです。知らないというか、関心がないと言った方がよいかもしれません。それはとても日本的で、多くの日本人は、性的マイノリティの方にはそれほど関心がないという表れかなと考えています。

ところが外国人は、ネット上で情報がたくさん流れていますので、ものすごく関心があります。男女の役割とか、性的なものについても非常に明るい雰囲気を受け入れられます。一方、日本人は暗くて下を向いてしまうというか、気質の違いが大きく現れます。外国人には歓迎されるお祭りですが、日本人は無関心派が多いところが正直なところです。

○石渡会長 星川委員、ありがとうございました。とっても貴重な情報提供、ありがとうございます。

あとほかに、何か情報提供的なことも含めて、委員の皆様からございますか。よろしいですか。

そうしましたらば、本日の協議会で検討していただくことについては、以上で終了となりますが、皆様、貴重な御意見をたくさんありがとうございました。

じゃあ、進行は事務局にお返しします。

○羽田野担当課長 石渡会長、榎副会長、委員の皆様、改めまして、活発な御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第3回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。